

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回本庄市都市計画審議会
開催日時	令和6年1月17日(水) 午前・午後 1時30分から 午前・午後 3時30分まで
開催場所	はにぼんプラザ 2階 活動室D
出席者	(会 長) 尾崎 晴男会長 (委 員) 岩崎 榮 委員 小賀野 幸雄委員 谷田 裕之委員 小賀野 健司委員 柿沼 綾子委員 小林 猛 委員 木村 和正委員 岩崎 信裕委員 川崎 玉美委員 久保田 克巳委員
欠席者	真下 敏明委員 田端 講一委員 山田 康博委員 中洲 啓太委員
議 題 (次 第)	1 開会 2 委嘱状交付 3 会長挨拶 4 諮問及び副市長挨拶 5 議事 (審議事項) 第1号 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(埼玉県決定) 第2号 本庄都市計画区域区分の変更について(埼玉県決定) 第3号 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(埼玉県決定) 6 その他 7 閉会
配 付 資 料	・次第 ・委員名簿 ・席次表 ・議案資料 ・参考資料1「「まちづくり埼玉プラン」の位置づけ」 ・参考資料2「本庄都市計画の変更について」 ・参考資料3「児玉都市計画の変更について」
その他特記事項	
主 管 課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回本庄市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、都市計画課長の茂木でございます。どうぞよろしくお願いたします。恐れ入りますが、事務局の進行・説明につきましては、着座にて失礼いたします。</p> <p>はじめに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本庄市都市計画審議会条例第6条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日もご出席頂いております委員は15名中現在11名でございます。したがって、2分の1以上の定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本審議会は、本庄市都市計画審議会規則第2条に基づき、審議会を公開といたします。</p> <p>また、同規則第3条に基づき、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴について定員数10名としてご案内したところ、1名の申し込みがございました。傍聴人に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りしました「傍聴上の注意」を遵守して頂きたいと存じます。この「傍聴上の注意」に反する場合には、退場して頂くことがございます。よろしくお願いたします。</p> <p>なお、本審議会の会議録につきましては、本庄市都市計画審議会規則第5条に基づき、議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により公表することになりますので、ご承知おきください。</p> <p>また、会議録作成のため、録音させて頂いておりますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>それでは、次第に従いまして、委嘱状の交付を行います。今年度より新たに3名の方が委員とされました。机の前にて委嘱状をお渡しいたしますので、お名前をお呼びいたしましたら、その場にてご起立をお願いいたします。</p> <p>なお、本日、吉田市長は公務により出席できませんので、山下部副市長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>はじめに、本庄市都市計画審議会条例第3条第1項第1号に規定されます、「識見を有する者」から選出されました委員よりお呼び致します。</p> <p>本庄市自治会連合会 岩崎 榮 委員 本庄市自治会連合会 小賀野 幸雄 委員</p>

	また、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長 中洲 啓太 委員でございますが、本日もご欠席のご連絡を頂いております。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、尾崎会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。尾崎会長お願いいたします。
尾崎会長	皆さんこんにちは。会長を仰せつかってございます尾崎と申します。本日はお忙しい中審議会にご参集くださいます誠ありがとうございます。今年度第1回ということで、3件の審議事項ございまして、それぞれ埼玉県決定するものがございますけれども、皆様方の慎重なご審議を持って進めたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 続きまして、山下部副市長から尾崎会長に諮問させていただきます。
山下部副市長	本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。 1. 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 2. 本庄都市計画区域区分の変更について 3. 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について 以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、山下部副市長よりご挨拶を申し上げます。
山下部副市長	皆様改めましてこんにちは。ただいま紹介頂きました本庄市副市長の山下部と申します。本来であれば、委嘱状の交付並びに諮問書につきましても、吉田市長が行うべきところでございますけれども、先ほど事務局の方からお話がありました通り代理となってしまうまいりました。 先ほど尾崎会長の方からお話がありました通り、皆様方にはご多用のところ令和5年度第1回本庄市都市計画審議会にお集まり頂きありがとうございます。 また、駐車場の件で委員の皆様方には、ちょっと遠いところに車の方も異動させて頂いたということ副市長といたしまして本当に申し訳なく思っております。 本日、会長の方からお話がありました通り、3件について諮問をさせて頂いたところでございます。 本来これは埼玉県決定の案件でございますけれども、やはり本庄市の意見を汲み上げた上で変更を行っているということかと思っております。それにあたりまして、都市計画審議会の皆様方に忌憚のないご意見頂戴でき

	<p>ればと考えております。</p> <p>委員の皆様方には、引き続き本庄市のまちづくりのご指導、ご支援お願い申し上げますとともに、まだまだこれから寒い日が続くかと思えます。どうかご自愛の上、ご健勝にてご活躍されることを祈念申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ここで誠に申し訳ございませんが、副市長は所要により退席させていただきます。</p> <p>ここで今回の諮問につきまして、先ほど副市長から内容のご案内がありました。補足をさせていただきます。今回ご審議頂く3つの都市計画は、いずれも埼玉県が決定する都市計画になります。この都市計画の変更に伴いまして、埼玉県より、本市都市計画法に基づく意見照会がございました。本市といたしましては、埼玉県回答するにあたりまして、本審議会に諮りまして皆様のご意見を踏まえ、回答させていただきたいと考えておりますことから、今回諮問をさせていただいた次第でございます。皆様からの忌憚のないご意見を頂ければ幸いと存じますので、ご審議の審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。本日の会議資料でございますが、事前に郵送いたしました各資料と、当日資料として、右上に参考資料と記載された「まちづくり埼玉プラン」の位置づけ、「本庄都市計画の変更について」、「児玉都市計画の変更について」以上の3枚の資料を机の上に置かせていただきました。資料の不足等がございましたらお知らせください。</p> <p>それではこれより議事に入らせていただきたいと存じます。議事進行につきましては尾崎会長にお願いしたいと存じます。</p>
尾崎会長	<p>改めまして、委員の皆様方にはご多忙のところ、本審議会にご出席を賜りまして、心からお願い申し上げます。審議にあたりましては慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思えます。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、本日の非公開議案等についての審査をいたしたく存じます。本庄市の都市計画審議会規則第2条におきましては、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされてございます。私といたしましては本日の案件でございますけれども、非公開にすべきと思う案件はございません。従いまして同規則第2条に基づきまして、非公開事項に該当する議案がございましたら、ご指摘をお願いしたいと思</p>

	<p>います。</p> <p>いかがでございましょうか。非公開という事項はないということで確認させて頂いてよろしゅうございますか。</p> <p>それでは、本日は非公開とする議案はなしということで進めさせて頂きたいと存じます。</p> <p>それでは次第に従いまして議事に入らせて頂きます。審議事項でございますけれども、第1号「本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、第2号「本庄都市計画区域区域区分の変更について」、第3号「児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。はまず事務局から説明をお願いしたいと存じます。</p>
<p>事務局 (都市計画課主事)</p>	<p>皆様こんにちは。本庄市都市計画課井上と申します。私からは、このたび審議会に諮問させて頂きました「議案第1号 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、「議案第2号 本庄都市計画区域区分の変更について」、「議案第3号 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の3件についてご説明させて頂きます。</p> <p>初めに、議案書について1点お詫び申し上げます。議案書に通しのページ番号を振っておりますが、全てのページ番号をページの右下に記載してしまったため、ページ番号が見難いページがございます。お詫び申し上げます。</p> <p>では、議案のご説明に参ります。まずは、本日の議案第1号から第3号までの変更内容についてご説明させて頂きます。議案第1号及び第3号の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてですが、「整開保」などと略されておりますので、本日も「整開保」という略称で進めさせて頂きます。</p> <p>整開保は、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして、埼玉県都市計画の基本的な指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき、都市計画法第15条第1項第1号を根拠として埼玉県が定める都市計画でございます。都市計画区域内にて定められる都市計画は、この方針に即したものでなければなりません。本方針で、都市計画の目標や市街化区域と市街化調整区域とを分ける区域区分の決定の有無や、主要な都市計画の決定の方針などを定めております。なお、本庄都市計画では区域区分を定めておりますが、児玉都市計画では区域区分を定めておりません。</p> <p>埼玉県では、区域区分制度の適切な運用を図るため、都市計画法第6条に基づいて概ね5年ごとに実施しております都市計画に関する基礎</p>

<p>調査の結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、整開保及び区域区分の定期的な見直しを行っており、現在は第8回目の定期見直しが進められているところでございます。</p> <p>次に、今回の整開保の見直しの要点についてご説明いたします。今回の変更では、本庄都市計画並びに児玉都市計画の主な変更点は同じであるため、議案第1号及び第3号の説明についてはまとめてご説明致します。</p> <p>変更理由についてですが、埼玉県都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」が平成30年3月に改定されたことや都市緑地法などの関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、整開保を変更するものでございます。</p> <p>議案書の右下のページ番号で29ページの新旧対照表を開いてください。左のページが変更後、右のページが変更前の内容となっております。こちらでは、「都市計画の目標」として「本庄都市計画区域の都市づくりの基本理念」が記載されております。こちらは平成30年に改定されたまちづくり埼玉プランに示す県北ゾーン・北部地域の特性を踏まえ、文言の追加等を行っております。</p> <p>ページをめくって頂きまして、右下のページ番号30ページです。こちらでは、「地域毎の市街地像」が記載されております。拠点周辺以外の「その他の市街地」について、「拠点周辺への都市機能や居住の集積等により、相対的に人口密度が低下する地域については、緑地（農地を含む）を生かしたゆとりある住環境を保全・創出するなど、各地域の特性に応じた多様な市街地の形成を図る。」と記載されており、今回の変更にて、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方の充実を図るため、拠点周辺以外で、相対的に人口密度が低下する地域についての市街地像を追記しております。</p> <p>次に右下のページ番号で32ページです。「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の「区域区分の方針」についてですが、先ほど申しあげました都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、目標年次を平成37年から令和12年として人口及び産業のフレームの変更を行います。児玉都市計画においては、先ほども申しあげましたが、区域区分を行っておりませんので、「区域区分の決定の有無」については大きな変更はございません。</p> <p>最後に「主要な都市計画の決定の方針」についてです。右下のページ番号で36ページを開いてください。36ページでは、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「市街地において特に配慮すべき土地利用の方針」が記載されております。「⑥都市防災に関する方針」に</p>

	<p>て「埼玉県地域強靱化計画や埼玉県地域防災計画を踏まえ、建築物の不燃化・耐震化や道路の無電柱化など、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等を進める。併せて、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み、防災都市づくりを推進する。特に、都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等には防火地域又は準防火地域の指定を推進する。」と記載されており、変更前の内容と比べて防災・減災対策の強化などに対応する内容に変更されております。右下のページ番号で37ページでは、「⑧都市内の緑地の維持等に関する方針」として「市街地の緑地（農地を含む）は、防災機能や景観形成機能等を有するため、生産緑地制度等を活用し、保全・創出・活用に努める。」と記載されており、こちらは、平成29年に『都市緑地法等の一部を改正する法律』が施行され、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、都市緑地法においても緑地の定義に農地が含まれたことを踏まえ、新規に項目立てしております。今回の整開保の見直しの主な要点については、以上となりますが、そのほかの変更点については新旧対照表のとおりでございます。</p> <p>次に議案第2号の区域区分の変更についてですが、先ほども少しご説明致しましたが、都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものでございます。右下のページ番号53ページを開いてください。工業フレームについてですが、圏央道の開通区間が広がり県内の都市計画道路等の整備も進んだことにより、物流施設の立地ポテンシャルに地域差がみられなくなったことから、県全域を一つの広域都市計画圏として設定いたしました。なお、今回の変更では、市街化区域と市街化調整区域の区域面積に変更はございません。以上が、議案第1号から議案第3号までのご説明となります。</p>
尾崎会長	<p>第3号は特にページをめくることがなかったんですけど、第1号の説明で代えたのかなと考えております。では、ここで説明終了ということですので、ただいまの議案第1号から第3号までの説明につきまして、何かご質問、ご意見などございますか。</p>
久保田委員	<p>参考資料として「「まちづくり埼玉プラン」の位置づけ」を頂きましたが、昨年議論した「本庄市都市計画マスタープラン」よりも、整開保の方が上位計画になりますよね。今回の整開保の変更による昨年策定した都市計画マスタープランに対する影響はあるんですか。</p>
尾崎会長	<p>では、事務局に回答してもらいましょう。新たに委員になられた方々</p>

	<p>にちょっとご説明しておきますと、参考資料の「まちづくり埼玉プラン」の位置づけ」の中の赤枠で囲っているところが今回の審議事項なんですけども、その右下にある市町村都市計画マスタープランを本庄市都市計画審議会として昨年度審議しました。</p>
事務局 (都市計画課主事)	<p>昨年度改定した本庄市都市計画マスタープランが今回の整開保の変更点と整合が取れているのかというご質問ですが、整合は取れています。今回の変更は、定期見直しということもあり、大きな変更点等はありませんので、特に本庄市都市計画マスタープランへの支障等はありません。</p>
久保田委員	<p>大きな支障はないと思って拝見したんですけど、文章の微妙なニュアンス、地域に対する考え方などが少し違うと思いました。昨年作成した本庄市都市計画マスタープランは目標年まであと10年間ですよ。結構長いスパンなので、そういう意味では関係ないことはないと思っています。すぐにではなくても相違があれば、そこは明らかにした上で残り10年間取り組んで頂きたい。</p> <p>また、追加の質問ですが、32ページの区域区分の方針のデータですけど、産業規模の数字が大きく変わってるんですね。「(2) 産業の規模」の総生産額(製造業+物流業)は令和12年の目標年では272億円、平成37年が574億円、総生産額(卸売業+小売業)は令和12年が147億円、平成37年が704億円と全然違う数字なのは何故でしょうか。</p>
事務局 (都市計画課主事)	<p>そちらについては生産性の向上によるものと埼玉県から伺っております。</p>
久保田委員	<p>これを試算しているのは県ですか。本庄市はそれに対する根拠は全く持たないのですか。長期計画のもとになる数字だと思うんですね。県に聞いたんですという話では、全く納得できません。基準が変わってるわけじゃないし、計算が変わってるわけじゃないですよ。多少の捕らえてる時期が少しずれてるんですが、数年でこんなに大きく変わるような話じゃないと思います。</p>
事務局 (都市計画課主事)	<p>何故金額が大きく変動したのかということについては、詳細な部分については県に確認できておりませんので、詳細については確認はさせて頂きたいと思います。</p>
久保田委員	<p>県から下りてきたものを諮る、そういうスタンスの審議会なんですよ。市にて十分にその辺は確認をされた上で今回諮っていると最初に趣旨説明を受けたと理解していました。</p>
尾崎会長	<p>この数字については根拠となるものが、おそらくは作成者の元にはあると思うんですけども事務局の方には、それを説明できる資料がない</p>

	と私は推察するところですが、一つの方法としては確認して頂くような、何がしかの時間をとって、それで納得するかというところだと思います。
久保田委員	人口や産業基盤というのは基本的なものだと思うんです。 それから、県決定の都市計画ですから「広域」という文言が出てきます。どうしても行政区分というのは市町村ではないという意見があってもやむを得ないですけど、もう少し広域で連携することによっていろんな施設やサービスなど効率化できるものがあると思います。そういう考え方はないのですか。本庄市の人は本庄市内で全部完結できる訳では全くなくて、市外の学校に行っても良いし、市外へ買い物に行っても良いし、自由に市外へ行き来でき、繋がっていて、その中で生活が成り立っている。都市計画にはそのような広域的な視点が入らないといけないと思います。その中で本庄市はこうだという説明や考え方があって然るべきだと思います。図面の中で本庄市があって、その周りがどうなっていて、どう繋がっているのか。そういう抑え方は必要だと思いますので、できればそのようにして頂きたい。
尾崎会長	今のご質問に対して事務局から回答をお願いします。
事務局 (都市整備部長)	都市整備部長の齊藤でございます。本庄都市計画区域区分の変更の49ページをちょっとご覧頂きたいと思います。A3の縦の表ですけども、この右側の工業フレーム。これ先ほど久保田委員がおっしゃいました埼玉県のそれぞれの市町村の平成27年を基準年とした令和12年の目標の数字が入っております。この本庄市の欄を見て頂くと219億円と272億円という数字が32ページの産業規模の219億円と270億円に積み上がっている数字となっております。この数字を見ますと総生産額（製造業＋物流業）については、大きく落ちておるんですがその下の総生産額（卸売業＋小売業）は147億円から744億円になっています。この考え方は確認不足で大変申し訳なかったんですが、これについてももう一度しっかりと県に確認を取るといことで進めたいと考えております。
久保田委員	数字が増減していると思うんですけど、都市計画という観点では、全く違うようになってくると、数字が合っていればいいじゃないかという話じゃないです。
事務局 (都市整備部長)	確認をさせていただきます。
尾崎会長	それではよろしくお願いたします。 他にご質問等ございますでしょうか。
柿沼委員	36ページの「⑥都市防災に関する方針」の3行目のところで「併せ

	<p>て、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み」、とありますよね。この方針案が作られたのは、多分去年の辺りにいろいろ検討したのかなと思うんですけども、やはり1月1日の能登半島地震のことがどうしても頭をよぎってしまうわけなんです。これだと水災害のリスクと書いてありますけれども、あれだけ大きい地震があれば、何かそれも少しは反映されるのかなと意見を言わせて頂きます。</p>
事務局 (都市計画課主事)	<p>埼玉県への意見を回答する際の参考とさせて頂きたいと思います。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>都市計画課長の茂木でございます。地震のお話が出ましたが、同じく36ページの赤字になっている部分で「都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等には防火地域又は準防火地域の指定を推進する。」とありますが、これは、震災も想定しているという考え方でございますので、一言申し添えたいと存じます。</p>
尾崎会長	<p>都市防災のところはかなり赤い文字で追加されており、震災を想定した記述であるとの説明でございます。他にございますでしょうか。</p>
久保田委員	<p>昨年の本庄市都市計画マスタープランの改定の際にもお伝えしましたが、本庄市近辺に深谷断層というのがあります。どの程度の活断層か認識してませんが、大きなものがあって、いつ動くかわからない、活断層といえは100年、1000年単位ですよ。前に意見として申し上げたんですけど、そういった活断層に対する配慮というのはいませんか。それは埼玉県全体でフラットに考える話じゃなくて、この活断層が動いた場合はかなりの被害が出る可能性もあるんですが、それに対する予防とか、計画上の配慮はないのでしょうか。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>この防災について、本庄市地域防災計画をこれから見直すところでございます。現行の計画は平成30年度に策定したものでございますけども、これを今見直しをかけ、令和6年度中に新地域防災計画を策定する予定でございます。この中でいろいろな防災に関しての細かいことを当然記載しております。例えば、先ほど柿沼委員から出ましたけども、能登半島地震で次のフェーズに進むと応急仮設住宅なんて話も出てくると思うんですね。これについて、一応本庄市の場合は応急仮設住宅の候補地をどこにするのかという検討などをして、地域防災計画に位置づけていく予定でございます。特に仮設住宅は、ニュースを見ていると飲み水、生活用水が確保できないと応急仮設住宅を作ってもそこに住めないという問題がありますので、例えば上水道の耐震化を促進していくとか、公共下水道の管路、これはもう既に耐震化になっているんですけど</p>

	も、そういうことですね全て総掛かりで耐震化を図っていくというようなことを地域防災計画で細かく位置づけております。
久保田委員	今のお話は分かりましたが、ちょっと私のニュアンスは違って、対策をスムーズにやるということはわかりました。埼玉県内にも活断層が結構あちこちにありますよね。それに対する調査であるとか、その活断層上に建築制限をかけるであるとか、地域によっては建築制限をかけている地域があったりします。防災面も大事ですけど、そもそもの程度リスクがあるのか、そのリスクに対する制限やルールを作っていく、それによって被害を最小限にする、全部耐震性を高めるとするのは非常に経済的には無駄です。そういうものを具体的に調べて、もう少し具体的に立てたらいいなと思います。
事務局 (都市整備部長)	私が先ほどご説明しましたのは事後の話でした。リスクについては、危機管理部局としっかりと協議して参ります。
尾崎会長	では、ご指摘に対して実際の運用については、市の中の部局連携というものに生かしてもらおうということによろしゅうございますかね。昨年度、この審議会でも審議した立地適正化計画の改定したところで防災計画というのが出てきたわけです。より身近で具体的なというような範囲で、必要に応じた改定ということは事務局に考えて頂くことは可能かなと私も思います。 他にございますでしょうか。
小林委員	47ページの新旧対照図を見比べていたのですが、利根川の幅が違うだけで他に変わったところがあるのかないのか、その辺の説明をお願いしたい。あと51ページの図面では、文言は図面上の文言が読めません。見えるような資料をお願いしたいと思います。
尾崎会長	事務局から説明願います。
事務局 (都市計画課主事)	47ページの変更点については、小林委員がおっしゃった利根川の太さ以外に変更点はございません。また、本庄都市計画の方針図の変更点を説明させて頂きましたので、それに合わせて児玉都市計画の方針図の変更についても少しご説明させて頂きたいと思います。一番最後のページですが、右下のページ番号92ページをお開き頂けますでしょうか。変更点は、上里スマートインターチェンジが追加されたことと区域外にはなりますが寄居スマートインターチェンジが追加されたところがございます。その他に変更点はございません。 また、ご指摘がございました図面の文字が見えないというご指摘でございますが、こちらの図面について見えない部分がございますことをお詫び申し上げます。今回のこの図面については、区域区分の変更がないということが今回ご説明させて頂いたかった箇所でございます。

	す。
事務局 (都市計画課長)	小林委員のご指摘について一言お詫び申し上げます。文字がおっしゃる通り全く読み取れない状態でございまして、今後このようなことがないように、気をつけて参りたいと存じます。なお、この文書につきましては、必要に応じまして、ご提供させていただきますので、後ほどまた対応させていただきますと存じます。大変申し訳ございませんでした。
尾崎会長	都市計画審議会の委員の方々に都市計画図を差し上げるであるとか、あるいはこの会場に貼っておくとか何かそういう工夫ができるかと思しますので、そういったことを是非検討して頂くのがよろしいかなと思います。 資料が読めないのでは困るのですが、読めないと事務局がお考えのときは口頭でご説明して頂く方が良いかと。それとやはり児玉都市計画の方針図のスマートインターチェンジが追加されたことはちょっと言及された方がよかったんじゃないかなと思います。何が変わったのかというのはクリアにして頂くのが一番だと思います。本庄都市計画の方針図については、特に変更はないそうです。 他にいかがでしょうか。
久保田委員	人口フレームの内訳が、都市計画区域内と市街化区域内で二つに分かれていますよね。本庄市の総人口と違うのは何故でしょうか。
事務局 (都市計画課主事)	本庄市の人口が現在7万8000人弱くらいですが、本庄都市計画は旧の児玉町を含めない旧本庄市の区域でございまして、本庄都市計画区域内の人口が5万7993人ということでございまして、本庄都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域とで区分をしております、その市街化区域内の人口が4万7223人ということでございまして。
久保田委員	市街化調整区域があえて表に入っていないのは何故ですか。
事務局 (都市計画課主事)	県がこのフレームの算出根拠としている資料がございまして、そちらの中で市街化区域の人口をフレームの算定根拠として行っているため市街化調整区域の人口のみをここに記載をしております。
久保田委員	普通の表であればもう一つ市街化調整区域の枠を設ければ良いわけですね。引き算をすれば良い訳なのですが、そういった資料はどうなのかなと思います。 コンパクトシティの推進により市街化調整区域の人口減少や高齢化というのは顕著に表れてくると思うのですが、そこをどう対応するのかによってコンパクト化できるのか、できないのか、効率がいいのか悪いのかというのはあるはずですけど、なぜそこが議論されないのか。
事務局 (都市計画課長)	おっしゃる通り私も腑に落ちたところですけども、頂戴したご意見をぜひ県の方に持っていきたく存じます。
小賀野健司委員	本庄市の場合には藤田地区、仁手地区、この辺が市街化調整区域にな

	<p>っているわけです。どんどん高齢化し、人口は減少しているということで、非常に地元の人には心配しています。高齢化すると当然車に乗れなくなってきましたから、それと同時に、市街化調整区域ですからお店もできない。そういうことを非常に心配しているので、コンパクトシティも結構な話ですけども、市街化調整区域の伝統ある行事もできなくなってきたという話なので、もう少し目を向けて頂きたいというお話をだいぶ私も伺っているので、議会でも質問させて頂いた。それを踏まえた対応をして頂きたい。</p>
尾崎会長	<p>どうしても市街化調整区域は基本的には市街化しないわけですよね。行政がどのように考えて、そこを盛り立てるかということだと思います。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>貴重なご意見ありがとうございます。小賀野委員のおっしゃって頂いたことというのは、実は数年間普遍的な行政課題でございまして、片や、コンパクトシティを推進するという目標があるのと同時に、縁辺の集落をどのようにこれから維持していくのかという、相反する課題を抱えております。都市計画におきましては、先ほどおっしゃって頂いた藤田地区、仁手地区は利根川の浸水のハザードエリアにもなっており、これからどのように支えていくのかが、非常に難しい課題として、我々が現在取り扱っているところでございます。従いまして、埼玉県の上位計画でズバツと切られてしまうのではなくて、そういった本庄市独自の課題をこれからも県の方に伝えていきたいとは考えております。これからもこの命題にしっかりと取り組んで参りたいと思いますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
小賀野健司委員	<p>もう一件。本庄市の中心である本庄駅、本庄早稲田駅であります。本庄早稲田駅の周辺にビッグモーターの跡地があるのですが、今後どうなるのか心配であります。本庄早稲田駅周辺は、本庄児玉都市の中心となる場所であります。本庄早稲田駅の北側では、景観を重視して地区計画により高い建物を建築することができないと伺っております。人口減少の中、本庄早稲田駅周辺は人口が増加していると伺っておりますので、その制限を緩和していろいろできるようにした方が良いと思います。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>小賀野委員のご質問にご説明申し上げます。さきの議会でもご質問がありました。本庄早稲田駅周辺では地区計画というものを定めております。その地区計画にて20mの高さ制限を設けておりますが、これにつきましては小賀野委員が先ほどおっしゃった通り、今マリーゴールドの丘公園からの赤城山周辺の北関東の山々の眺望を重視して20mの高さ制限を設定しているというところでございます。一方、マリーゴ</p>

	<p>ルドの丘公園から見て西側の浅間山や榛名山の方角については高さ制限を設けておりません。具体的に言いますと、本庄早稲田駅北口の街区については設定しておりませんので、20m以上の建築物が建てられます。また、その街区から中央通り線を挟んだ現在未利用地となっている土地についても高さ制限を設けておりません。</p> <p>先ほど申しました赤城山の方角、先ほどビッグモーターの跡地という話もございましたが、そこについては20mの制限を設けております。この制限については、これから撤廃するのか、それとも20mを緩和するのか、それとも現状維持のままにするか、これは市役所内部でも意見が分かれておりますのでまず市役所の中でまず勉強会を開いた後に市民の皆様へ説明責任がございますので市の意見を統一した上で都市計画の変更手続きを踏んで参りたいと考えているところでございます。</p> <p>稼げる自治体ということもありますので、当然容積率を上げればそこに定住人口が生まれ税収も上がりますので、そこも踏まえてしっかり議論をして参りたいと考えております。</p>
尾崎会長	地区計画は市の決定する都市計画でございますので、この本庄市都市計画審議会で議論して頂きます。
久保田委員	今のお話というのは、どういう場で、どういうメンバーでどういう議論をされていますか。
事務局 (都市整備部長)	まだ具体的に何が決まっているということはございませんが、まずは都市整備部の職員を集めて、勉強会を通じ勉強していきたいと考えております。実は今年度も勉強会を開いておまして、本庄市総合振興計画及び本庄市都市計画マスタープランの発展創出ゾーンの中で、具体的にどういうインフラが必要なのか、例えば上下水道の施設を築造した場合にどの程度のお金がかかるのか、このようなことを今議論しているところでございます。来年度については、地区計画をはじめとした、本庄早稲田駅周辺の都市計画についてしっかりと勉強していこうと考えております。現在のところメンバーについては、都市整備部でまず勉強会を開いていこうということを考えております。
久保田委員	時間軸はないのですか。
事務局 (都市整備部長)	令和5年度及び令和6年度でしっかりと勉強をしていき、令和6年度では、4回から5回ほど勉強会を実施し、具体的な都市計画の案を検討していこうと考えております。
久保田委員	実際私もあの辺りに住んでいるのですが、どんどん空き地が埋まっていく状態です。昔は市街化調整区域で用途地域も無指定だったのが、今は第一種低層住居専用地域なので、非常に厳しい制約があります。やっぱり発展しないですね。虫食い状態で無秩序な感じでした。きちっと網

	<p>掛けをして構想を出すべきです。それが実際に形になるのは10年、20年かかりますよ。網掛けは先にやっておかないと手遅れになっちゃいます。ですから今の地域も、基本的に言うと既存不適格ばかり。今の計画と実態が合っていない、既存不適格ばかりでそんな状態がどうなっていくのかということがあります。今お話伺って、勉強するのはいいですけど、いつどうやって何を作っていくのかというのが本来マスタープランかと思うのですが、そういう議論はあまりこの場ではされないみたいですね。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>当然勉強会で終わらすつもりは私ありませんので、具体的にどうしていくかという結論を出していこうと考えております。</p>
尾崎会長	<p>では、簡単ではないかもしれませんが、そこは調整しながらより良い計画や必要に応じた案を作って頂けるとよろしいかと。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ございませんようですので、本日副市長から諮問を頂戴したものについて、答申をするということが我々の仕事でございますので、質疑について終結するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど、意見を県に述べるというような文言が見えてきたところではありますけれども、その取り扱いの皆様のご意見を頂きたいと思えます。この質疑を終結して、本審議会に諮問された3つの議案に賛成ないし反対、あるいはその他に何か加えるものがあるのか、そういう判断をしなければいけない。</p> <p>では、議案第1号「本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、原案に賛成ということでよろしいでしょうか。</p>
久保田委員	<p>質問ですが赤字をつけたものが本庄市の案ということですか。</p>
尾崎会長	<p>案は埼玉県が用意したもので、それについて意見を求められています。それについては賛成、反対、この文言を変えようであるとか、いろいろな可能性があるということでございますね。</p>
久保田委員	<p>文言を変えるレベルの議論にはなっていないと思います。冒頭に市から県に回答するという話がありましたが、この意見を基にして、このように回答しますという方針を示して頂ければいいです。</p>
尾崎会長	<p>では、一応是認するという事かと思いますが、その上でどうするのか事務局から説明してもらいましょうか。この議案について、基本的には埼玉県に対して賛成というような回答をする上で、本庄市としてどうするかということをご説明頂くと皆様が判断しやすくなります。</p>

事務局 (都市計画課長)	<p>今回のこの案について、先ほど久保田委員からご指摘がございましたフレームの数字の件につきましては、その根拠について確認しまして、皆様に改めて資料としてご提示させて頂くということを考えております。それを前提として今回の案に対しての賛否や意見をお示し頂ければ、それに基づいて我々は意見を申し添えて県に返したいと考えております。</p> <p>今回都市計画審議会でこういった意見が出ましたので申し添えますというような形で、県に提出したいと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
尾崎会長	<p>最初の方にご質問があった産業フレームの数字が大きく変動しているのは、何が理由なのかというのが事務局の方で説明する材料がございませんでした。これについては確認し、それを可及的速やかに説明し、その上でご判断頂く。その前提で今日のところは一つこの中で何がしかの記述をしてくださいというようなご提案かと。その数字を見た上でご意見を頂戴したときに、どのような回答を作るのかということについて改めてご確認して頂くような時間を、機会を用意すべきか否か委員の方々にご審議頂きたい。</p>
久保田委員	<p>数字の話は補足説明をして頂ければ大丈夫です。その他に今課長がおっしゃったのは、今日出た意見を別紙でコンパクトにまとめて、それに沿った形で埼玉県へ回答するという、その話が抜けてました。</p>
尾崎会長	<p>そうしますと、説明後にいろいろとご意見頂戴したものを、適切にまとめて頂いて、その意見を元に答申案を作成し、それを皆様に見てもらおうということで基本的にはよろしゅうございますか。</p> <p>では、議事第1号から第3号までございましたけれども、第1号から第3号まで、それぞれ原案に賛成することでよろしゅうございますか。</p> <p>回答するときには、このような意見があった上で賛成しますとする、私がまとめたところに何かご異議があれば。</p>
久保田委員	<p>質問ですが、意見を添えることによって、この文章は変わる可能性があるのか。無いのであれば、基本的には賛成ですがこんな意見が出ましたということで、担当者の元で止まった方がいいと思います。あるいは、それが取り上げられて、文言の変更の可能性もあるというのであれば、書き方は変わると思います。案であれば、承認するのか、変更するのか、否定するのか、原則承認だけこの意見が出たのでこれについて検討してくださいという話は違うと思います。そこはどちらですか。</p>
尾崎会長	<p>私は原則賛成というのは変えないというようなご提案を申し上げました。</p>
久保田委員	<p>意見を申し上げたことによって、変わる可能性がありますか。変わる</p>

	可能性が無いのであれば反対はないのでいいです。
尾崎会長	私は変更する必要がないと今までの議論で考えましたので、ご提案申し上げましたけども、変更する必要があるというのものがあれば、皆様でこれをこういうふうに変えるべしというような対案を用意して、県に回答するということになります。
久保田委員	こういうものに対する回答というのは、そういう意思を出していいものなのでしょうか。この部分については強く本庄市としては変えて頂きたいという回答をしたことが今までにあるのかなのか。
尾崎会長	では、事務局から回答してもらいましょう。
事務局 (都市計画課長)	まず、県が示したこの案でございますが、県でも数十自治体のバランスを見て練ったものだとは承知しております。従いまして、本庄市の意見がそのまま通るのかどうか考えますと、私も大変ハードルが高いと正直考えております。しかし、県が意見をしっかりと求めているというのも事実でございますので、私としては本庄市の意見として、当然、申し述べるべきだと考えております。そのために、皆様に今日はご多忙の中ご足労を賜ったわけでございますので、事務局といたしましては、当然ながら都市計画審議会でこういった意見が出ましたのでご検討くださいという形で当然返したいと考えております。ただし、県が最終的には決定するものでございますので、その意見が通るかどうかというのは申し訳ないのですが可能性については控えたいと思います。
久保田委員	賛成だがこういった意見が出ましたので参考にしてくださいというのと、意見を言いますというのとでは違うと思います。
事務局 (都市計画課長)	後者でございます。
尾崎会長	では、何を議決いたしましょうか。
事務局 (都市計画課長)	まず、今回県が求めている意見というものをまとめて、こういった意見を県に出しますということを皆様に了承して頂きたいと思います。
尾崎会長	そうすると、これから作る答申案が近日中に皆様のお手元に届くことになると思いますけれども、そういうことに対して必要に応じて意見を述べる可能性は十分はございますね。それを1回返すというようなものを事務局が受け取ったところで、どういう対応するかというところは重要ですね。これでまた審議会を開くのか、何回か受け答えするのかあるいは全員で合議するのか、そこまでのプロセスまで決めておかないと、事務局も困るし、皆様もやりにくいと思います。
事務局 (都市計画課長)	恐れ入りますが、今後は個別にご対応させて頂きたいと存じますので、参集を頂くことは考えておりません。
尾崎会長	というようなことでございますので案はまず皆様にお届けする。それ

	<p>に対してどういう対応されるのかそれぞれの委員によって違うでしょう。それが次帰ってきたところで必要に応じて個別に対応して調整作業を行う、このようでございます。</p> <p>議事についてはこれで終了ということで、私は議長の任を解かせて頂きまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ありがとうございました。それでは次第に従いまして「その他」について、事務局よりご説明いたします。</p>
事務局 (都市計画課主事)	<p>本庄市役所都市計画課の梅本と申します。今回の都市計画審議会をもちまして、今年度の審議会が最終となる予定でございます。また、委員の皆様におかれましては、委員の任期が3月までとなりますので、本審議会で終了となりますが、現在、都市計画の変更手続きを行っている事項が2点ございますので、参考に概要を簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、1点目でございますが、本庄都市計画区域内にございます栗崎地区の、「土地区画整理事業」、「用途地域」、「準防火地域」、「地区計画」の4つの変更手続きを行っております。栗崎地区は、本庄早稲田駅周辺の本庄新都心地区のうち土地区画整理事業が長期間未施行となっている地区になり、従来の土地区画整理事業で整備を行うことは難しいとの結論に達しております。そのため、埼玉県が策定した「長期未着手土地区画整理事業に係る市街地整備指針」に基づいた「栗崎地区（北部）地域整備計画」を策定し、土地区画整理事業に代わる新たな手法として地区計画による整備を進めます。それに伴い、栗崎地区を本庄新都心土地区画整理事業の施行区域から除外し、用途地域の変更、準防火地域の指定、栗崎地区地区計画の決定を行うものとなっております。</p> <p>都市計画の変更手続きでございますが、令和6年6月に本審議会でご審議頂き、その後、必要な地区施設などの測量等を実施し、測量が完了する令和6年10月頃に都市計画の変更の告示を行い、都市計画の変更が完了する予定でございます。</p> <p>以上が栗崎地区の都市計画の変更についての説明となります。</p> <p>2点目でございますが、児玉都市計画区域内にございます「都市計画道路の変更及び用途地域の変更」になります。児玉都市計画道路3・4・7号駅東通線及び3・4・8号本町下町線は、昭和48年11月に都市計画決定されましたが、全線が未着手のままとなっております。令和2年度に埼玉県が策定した「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、本市でも令和3年度に都市計画道路の見直しを行っており、この見直しを踏まえ、令和4年度に皆様にご審議頂き改定しました都市計画マスタープランで児玉駅周辺については、既設道路などの既存ストックを活用したまちづくりを推進する方針としたことや既存の道路ネットワ</p>

	<p>ークによる交通渋滞が発生していないこと、既設道路が都市計画道路の代替機能を有していることなどから駅東通線と本町下町線の2路線を廃止する方針といたしました。また、本町下町線の廃止に伴い、児玉都市計画道路3・4・2号中央通線の本町下町線との交差点の右折車線を廃止し、交差点部の幅員を変更する予定でございます。加えて、本町下町線の廃止及び中央通線の幅員変更に伴い、沿道に指定しております用途地域を変更いたします。</p> <p>都市計画の変更手続きでございますが、2月9日と10日に地権者を対象とした説明会を開催し、3月9日に本庄市民を対象とした説明会を開催する予定でございます。その後、法手続きを経まして、こちらにつきましても、6月に開催を予定しております本審議会でご審議頂く予定となっております。また、中央通線の変更につきましては県決定であることから7月に埼玉県都市計画審議会でご審議頂き、8月頃に都市計画の変更の告示を行い、都市計画の変更が完了する予定となっております。以上が現在進行しております、都市計画の変更の説明となります。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問などございますか。</p> <p>それでは、ご質問が無いようですので、閉会に移らせて頂きます。</p> <p>本日は慎重ご審議誠にありがとうございました。先ほど、現在進行しております都市計画変更の説明にもございましたが、今回をもちまして本年度の審議会は最終となる予定でございます。また、委員の皆様におかれましては、委員の任期が本年3月までとなりますので、本審議会が最後の審議会となります。委員の皆様におかれましては、多忙な中、本市の都市計画につきまして慎重審議を頂きましたことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和5年度第1回本庄市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。</p>